

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

第4325号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和47年3月21日 火曜日

### 目次

- ◇告 示 相互救済事業の経営状況の通知  
土地改良事業計画の適否の決定  
都市計画事業の事業計画の変更の認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から昭和四十五年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和45年度財団法人都道府県会館都道府県有物件災害共済事業経営状況

### 1 事業成績

#### (1) 火災共済

加入都道府県数	46都道府県
共済責任額	337,445,823,232円
共済基金分担金	424,352,418円
被災件数	69件
被災棟数	115棟
被害面積	25,932.31㎡
災害共済金損害率	173,279,521円 40.83%

#### (2) 自動車損害共済

加入都道府県数	12府県
共済責任額	2,539,866,770円
共済基金分担金	7,606,870円
事故件数	4件
事故台数	4台
災害共済金損害率	2,046,253円 26.90%

### 2 収支計算

#### (1) 収 入

共済基金分担金	435,822,340円
---------	--------------

火災共済	427,806,790円
自動車損害共済	8,015,550円
繰入金	52,330,000円
雑収入	20,016,274円
前年度責任準備金戻入	23,919,107円
計	532,087,721円
(2) 支出	
災害共済金	175,325,774円
火災共済	173,279,521円
自動車損害共済	2,046,253円
返戻金	3,883,052円
火災共済	3,454,372円
自動車損害共済	408,680円
災害見舞金	1,111,725円
経費	76,119,782円
不動産取得税	6,971,380円
支払利息	349,000円
減価償却費	44,428,900円
建物	14,884,764円
設備	26,777,180円
構築物	51,387円
什器	2,715,569円
固定資産除却損	50,000円

責任準備金繰入 (未経過分担金)	24,823,650円
計	333,043,263円
差引剰余金準備積立金繰入	199,044,458円
3 準備積立金	
前年度繰越高	2,106,949,826円
本年度繰入高	199,044,458円
計 (本年度未現在高)	2,305,994,284円
ほかに責任準備金 (未経過分担金)	24,823,650円
合計	2,330,817,934円
昭和45年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況	
貸借対照表 (昭和46年3月31日現在)	
借方 (資産の部)	円
流動資産	396,572,306
現金	496
振替貯金	375,115
銀行預金	13,632,355
信託預金	381,960,000
電話公債	604,340
固定資産	170,404,746
土地	49,139,200
建物	116,998,800
什器備品	4,266,746
合計	566,977,052

貸方(負債の部)

準備積立金	303,810,700
退職給与積立金	25,164,200
電話公債買入金	604,340
土地購入金	49,139,200
会館建設金	116,998,800
什器備品買入金	4,266,746
減価償却等積立金	21,714,000
預り敷金	11,460,000
歳計剰余金	33,819,066
合 計	566,977,052

円

鳥取県告示第二百十二号

昭和四十七年一月二十六日付で岩美町長から申請のあつた土地改良(院内地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画法の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業

二等大路第三類第一号 新倉吉線

三 事業施行期間

昭和四十三年六月二十日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

倉吉市字駒田、巖城字加藍橋、字ドンド川、字稲渡、字畑鉾、字笠ヶ前、字上矢太田及び字下矢太田並びに下田中字西新添地内

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年三月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 小田大吉

一日時 昭和四十七年三月二十三日 午後四時

二 場所 鳥取市 白兔荘

三 議題 (1) 教職員人事について

(2) その他

# 公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 田村純一

## 鳥取県公安委員会規則第二号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委

員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
別表の鳥取県智頭警察署の項中

尾際ダム	佐治村大字尾際	大字尾際、中、栃原	を削る。
佐治村	佐治村大字加瀬木	佐治村	に改め、
佐治村	佐治村大字加瀬木	佐治村のうち 大字小原、葛谷、刈地、津無、大 井、古市、森坪、加瀬木、高山、 津野、福園、加茂、畑、春谷、河 本、余戸	を

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

### 附則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】